

石川県公報

令和7年9月30日

第13845号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示
○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定 (税務課) 1

教育委員会
○令和8年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告 1

告示

石川県告示第328号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第32条第1項の規定により、令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長（令和6年石川県告示第5の2号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び核燃料税について、同月31日とする。

令和7年9月30日

石川県知事 馳 浩

県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町

教育委員会

令和8年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告

令和8年度石川県立金沢錦丘中学校入学者を次の要項により募集する。

令和7年9月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集要項

1 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者（入学までに県内に居住する者を含む。）で、次のいずれかに該当する者

- 令和8年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

2 募集定員

105人

3 出願

(1) 出願方法

入学志願者は、所定の入学願書等提出用封筒を使用して、原則として簡易書留での郵送により、石川県立金沢錦丘中学校長（以下「県立中学校長」という。）に提出する。

ただし、石川県立金沢錦丘中学校（以下「県立中学校」という。）へ持参して提出することも可とする。

(2) 出願書類等

出願に当たっては、入学願書、受検票、入学検定手数料2,200円、受検票返送用封筒及び選抜結果通知用封筒に、小学校長が作成して厳封した調査書を添えて提出する。

入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。

(3) 出願期間

令和8年1月13日(火)から同月16日(金)まで(当該期間内の消印があるものを受け付ける。)

ただし、県立中学校へ持参して提出する場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 出願先

〒921-8151 金沢市窪6丁目218番地

石川県立金沢錦丘中学校長

電話番号 076-241-8341

(5) 県外からの出願

県外からの志願者は、入学志願特別事情具申書を令和7年12月1日(月)以降に石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、交付された入学志願許可書を添えて、県立中学校長に出願しなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、小学校長の証明を受け、事由を証明するに足り書類を添付するものとする。

(6) 帰国児童の出願

ア 帰国後2年未満の帰国児童が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、出願することができる。

イ 外国の小学校を卒業見込み又は卒業した者が県立中学校へ出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、(5)に示した県外からの出願に準じて行うものとする。

4 受検票の交付

県立中学校長は、志願者に受検票を郵送により交付する。

5 入学者選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、次のア及びイにより、県立中学校長が行う。

ア 小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性検査Ⅰ、Ⅱ及び面接(以下「適性検査」という。)の結果を資料として、総合的に判定する。

イ 選抜に当たっては、6年間一貫した併設型中高一貫教育を行う県立中学校の教育目標等を踏まえ、志願者の能力、適性等を審査するものとする。

(2) 適性検査の期日及び会場

令和8年1月25日(日)

石川県立金沢錦丘中学校及び石川県立金沢錦丘高等学校

(3) 適性検査日程

時 間	日 程
9:10～10:05	総合適性検査Ⅰ(55分)
10:35～11:30	総合適性検査Ⅱ(55分)
12:40～	面接

6 適性検査における配慮事項

適性検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、出願期間開始前に県立中学校と十分相談するものとする。

7 選抜結果の通知

(1) 令和8年2月2日(月)正午、合格者数を公表する。

(2) 令和8年2月2日(月)、県立中学校長は、志願者全員に選抜結果を文書により通知するとともに、選抜結果通知書を志願者が在籍する小学校長に送付する。

8 入学予定者の決定

(1) 合格者の保護者は、令和8年2月3日(火)から同月5日(木)までのいずれかの日において、午後3時30分から県立中学校で行われる、入学に向けた手続等に関する説明会に参加する。その際、入学意思確認書を県立中

学校へ持参して、提出する。

- (2) 県立中学校長は、入学意思確認書の提出があった場合、入学予定者として決定するとともに、入学予定者証明書を交付する。(1)に示した説明会において入学意思確認書を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなされる。
- (3) 入学予定者となった者の保護者は、住所の存する市町村教育委員会へ、児童を県立中学校へ就学させる旨、交付された入学予定者証明書を添えて届け出なければならない。
- (4) 入学予定者となった者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、県立中学校長に申し出るものとする。

9 入学予定者の欠員の補充

- (1) 選抜結果の通知以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、速やかに補欠合格者を決定して入学の意思を確認し、欠員の補充を行う。
- (2) 令和8年3月6日(金)までに補充するものとする。
- (3) 欠員の補充による入学予定者の決定は、8に示した入学予定者の決定に準じて行う。

10 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

